

令和7年度応急手当普及員養成講習会のご案内

◇県民は「救命の連鎖」を支える重要な役割を担っています！！

- 急変した傷病者を救命し、社会復帰させるために必要となる一連の行いを「救命の連鎖」(図参照)といいます。
- 「救命の連鎖」を構成する4つの輪がすばやくつながると救命効果が高まります。

図 [救命の連鎖]

「救命の連鎖」における最初の3つの輪は、現場に居合わせた県民によって行われることが期待されています。



◇応急手当普及員とは

- 地域の方や事業所の従業員の方を対象とした普通救命講習の指導者養成を目的とした資格です。
- 講習は3日間の受講で、基礎医学(人体の構造、心肺蘇生の基礎等)と応急手当(心肺蘇生、AED、その他の応急手当)の実技や指導方法を学びます。
- 応急手当普及員の認定者は、**講師として所属事業所や自治会内で普通救命講習会を開催できます。**
- 講習会で使用する資機材(心肺蘇生人形、AEDトレーナーなど)は消防署で借りることができます。
- *普通救命講習受講者名簿を最寄りの消防署に提出すると、消防署から「修了証」を交付します。

◇令和7年度の応急手当普及員養成講習会予定表

地域	講習場所	開催時期 ※各講習とも3日間	時間	定員
東部地区	鳥取消防署 (鳥取市吉成640-1)	①令和7年7月28~30日(月~水) ②令和7年11月29,30日,12月7日(土,日,日)	8:30~ 17:00	30名
中部地区	倉吉消防署 (倉吉市八屋307-4)	①令和7年8月18~20日(月~水) ②令和7年12月13,14日,21日(土,日,日)	8:30~ 17:00	30名
西部地区	鳥取県消防学校 (米子市流通町1350)	①令和7年8月4~6日(月~水) ②令和7年12月6,7日,14日(土,日,日)	8:30~ 17:00	30名

受講について...

- 講習会の受講を希望される方は、鳥取県消防学校へお申込みください。
- テキスト「応急手当指導者標準テキストガイドライン2020対応」(税込3960円)を事前に購入し持参してください。
- 講習修了者には「認定証」(3年間有効)が交付されます。
- 受講者には、感染防止対策として人工呼吸時に使用するフェイスシールドを寄贈します。

講習に関する問い合わせ先

鳥取県消防学校	米子市流通町1350	☎0859(27)0353
東部広域行政管理組合消防局	鳥取市吉成640-1	☎0857(23)0119
鳥取中部ふるさと広域連合消防局	倉吉市福守町415-2	☎0858(29)5119
西部広域行政管理組合消防局	米子市両三柳5452	☎0859(35)1951